

第9回全国高齢者ケア研究会 in茨城 参加申込書

申込書 記入日 平成 25 年 月 日

FAX \longrightarrow 03-6730-3230

申込者(フリガナ)	性別	弊社ご回答日
	男・女	

所属

連絡先 住所 〒	○で囲んで下さい 自宅・所属先
電話番号:	FAX番号:
E-mail:	携帯電話:

NO	フリガナ		年齢	性別	研究会参加(8/31~9/1)			交流会		お弁当		宿泊	
	氏	名			8/31	9/1	2日間	8/31	9/1	8/31	たばこ		
例	イバラキ	タロウ	35	男			○	○	○		A	喫煙・ <u>禁煙</u>	
	茨城 太郎												
	参加費・旅行代金確認欄		300		10,000			7,000	0	10,000			
1												喫煙・禁煙	
	参加費・旅行代金確認欄		300										
2												喫煙・禁煙	
	参加費・旅行代金確認欄		300										
3												喫煙・禁煙	
	参加費・旅行代金確認欄		300										
4												喫煙・禁煙	
	参加費・旅行代金確認欄		300										
5												喫煙・禁煙	
	参加費・旅行代金確認欄		300										
6												喫煙・禁煙	
	参加費・旅行代金確認欄		300										

合計金額

※お申込者様もご記入をお願いします。

※おタバコのご希望につきましては、禁煙客室・喫煙客室を確約するものではありません。

その他ご希望欄 上記、ご希望記入欄以外でご希望などございましたら、ご記入ください。

近畿日本ツーリスト株式会社 トラベルサービスセンター東日本

〒130-0222 東京都墨田区江東橋3-4-2 錦糸町マークビル3階
TEL:0570-064-205 FAX:03-6730-3230



*旅行会社記入欄

受付日		受付番号	
入金日		確認書 発送日	

第9回 全国高齢者ケア研究会 in 茨城

参加・宿泊・弁当のご案内

開催に際しまして、全国各地から参加される皆様方の便宜を図るため、近畿日本ツーリストが参加予約手続きならびに宿泊等の予約のお手伝いをさせていただくことになりました。皆様のお申し込みを心よりお待ち申し上げます。

◆参加申込について

- 開催期日 平成25年8月31日(土)～9月1日(日)
- 開催会場 茨城県県民文化センター 〒310-0851 茨城県水戸市千波町東久保 697 TEL:029-241-1166
8/31 大ホール 9/1 小ホールにて開催
- 研究会参加費 2日間 10,000円(資料代含む)
いずれか(8/31・9/01)のみの参加 5,000円 (いずれも資料代含む)
- 懇親会参加費 8月31日(土)19:00～ 7,000円(希望者のみ)会開催場所:水戸京成ホテルにて
- 宿泊 8月31日(土)泊 水戸駅周辺にてご準備しております。
- 弁当 9月1日(日):開催会場にてお渡しいたします。
- 申込方法 別紙参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申してください。
事務手数料として、1件につき300円を申し受けます。
電話でのお申込は受付しておりません。
お申込後、10日以内を目途ご請求のご案内をお送りいたします。
- 申込締切 平成25年7月31日(水) 17:30(朝は9:00より)
- 変更取消 お電話でのご変更・取消は受付しておりません。参加申込書を訂正いただきまして、必ず書面にてご連絡ください。
- 取消料 取消の場合、取消受託日の期日によって、下記の取消料を申し付けます。
下記の当該日数は、ご利用日の前日から起算した日数とさせていただきます。

項目/取消日	14日以前	13～7日前	6～2日前	前日	当日・無連絡
研究参加費	参加費の返金はございません				
全体懇親会	無 料		100%		
宿 泊	無 料	20%	30%	50%	100%
弁 当	無 料			100%	

*事務手数料(300円)の返金はございません

【ご注意】

- ① 土日祝祭日および営業時間外(営業実間9:00～17:30)の変更・取消は受付しておりません。翌営業日の扱いとなります。
 - ② 予約の変更・取消に伴い発生したご返金は、研究会終了後に9月末日までにご返金いたします。(振込手数料参加者負担となります)
 - ③ 研究会当日の会場での返金および領収は致しかねますので、ご了承ください。
 - ④ 研究会参加および交流会については、後述の旅行条件書によりません。
- 振込期限 平成25年8月16日(金)15:00 厳守にてお願い申し上げます。
恐れ入りますが、振込手数料はお客様負担にてお願い申し上げます。
 - 振込先 三菱東京UFJ銀行 振込第二支店 普通口座 0728347 キンキニッポンツーリスト(カ)
 - 申込後のご案内 ご入金の確認後、参加証等を送付いたします。送付予定期間は、8月25日頃となります。

◆宿泊プランのご案内 平成25年8月31日(土)の1泊(朝食付)

申込記号	ホテル名	部屋タイプ	宿泊料金	水戸駅からのアクセス
A	テラス・ザ・ガーデンホテル水戸	シングル	10,000円	南口改札より徒歩1分
B	ダイロイネットホテル水戸/プレジデントホテル水戸	シングル	9,000円	南口改札より徒歩1～5分
C	スマイルホテル水戸	シングル	6,000円	南口改札より徒歩5分

◇上記の料金は、お一人様あたりの1泊朝食つき・税金・サービス料込みの料金です。

◇各宿舎とも、お部屋数に限りがございますので、満室の場合はご容赦ください。

◇旅行代金に含まれるもの…宿泊代金、朝食代金、サービス料・消費税

◇旅行代金に含まれないもの…個人的性質の費用・飲食代、クリーニング代、電話代など、傷害・疾病に関する医療費

◆お弁当のご案内 平成25年9月1日分

弁当・ペットボトル(緑茶) 1,500円(税込)

◇当日の受付はいたしませんので、ご了承ください。

◇当日会場の特設弁当引渡し所にて、引換券と交換にてお渡しさせていただきます。

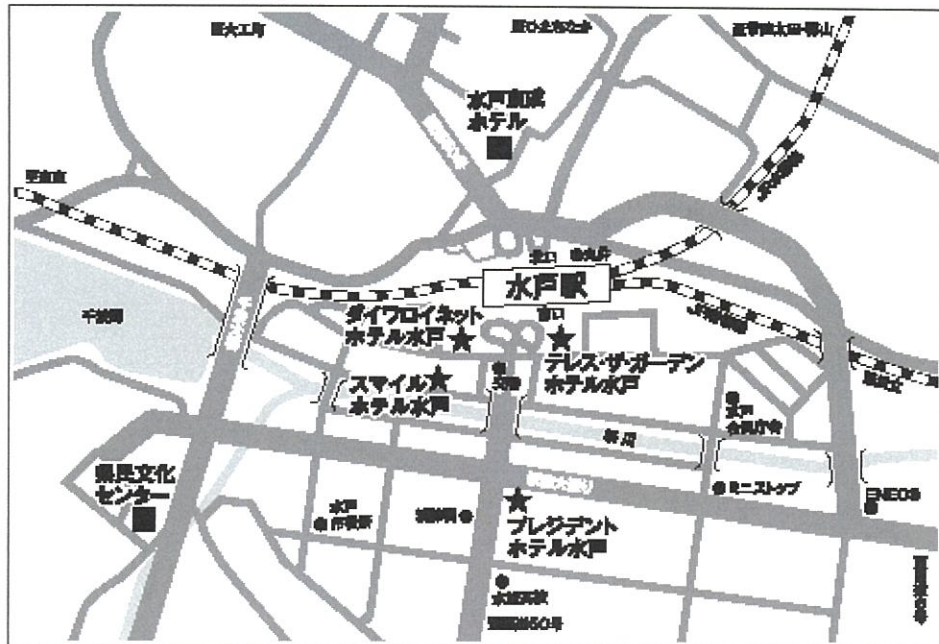
【会場・懇親会略図】

研究会会場…県民文化センター
水戸駅南口より徒歩 15分ほど

懇親会会場…水戸京成ホテル
水戸駅北口より徒歩 2分

宿泊候補先

テラス・ザ・ガーデンホテル
水戸
ダイワロイネットホテル水戸
プレジデントホテル水戸
スマイルホテル水戸



【参加申込・お問合せ・お申込先】

近畿日本ツーリスト(株) トラベルサービスセンター 東日本
〒130-0022 東京都墨田区江東橋 3-4-2 錦糸町マークビル 3F

【第9回 全国高齢者ケア研究会 in 茨城】係

TEL: 0570-064-205 FAX: 03-6730-3230

営業時間 (月)～(金) 10:00～17:00 ※土・日・祝日はお休み

総合旅行業務取扱管理者: 井上 和直・伊藤 義彦

*総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所の管理者です。この両校の契約に関し、担当者からの説明に不明な点がございましたら、遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

【旅行企画・実施内容のお問合せ】 近畿日本ツーリスト

観光庁長官登録旅行業第1944号 JATA正会員保障会員 旅行業公正取引協議会会員

近畿日本ツーリスト株式会社 水戸支店

〒310-0015 茨城県水戸市宮町 2-4-33 小林ビル

TEL 029-225-1015 FAX 029-231-7841

営業時間 平日(月～金曜日) 9:00～17:45 土日・祝日は休業

休業日と営業時間外の取消・変更の申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者 石原 栄二

*総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所の管理者です。この両校の契約に関し、担当者からの説明に不明な点がございましたら、遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

第9回全国高齢者ケア研究会 in 茨城プログラム係 担当; 重村・川上・平山



【開催内容に関するお問合せ】

第9回全国高齢者ケア研究会 in 茨城事務局

医療法人 博仁会 志村大宮病院

〒319-2261 茨城県常陸大宮市上町 313

TEL 0295-53-1000 月～土曜日 9:00～18:00 (日曜日休業)

FAX 0295-52-2705

担当; 木戸田・太田

ご旅行条件書（国内旅行）

■お申し込み

- 申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）
- 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。
- 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
 - ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
 - ②通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - ③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
 - ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

- 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- 複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合（お客様による旅行契約の解除）

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあつては10日目）から8日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- ①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
- ②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合（お客様による旅行契約の解除）

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例示）

- ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。
- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例示）

- ①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行は3日目）に当日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ③申込条件の不適合
- ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、

携行品にかかる損害補償金（15万円を限度）（ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われないう旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われないう旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

■個人情報の取扱いについて

- ①当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- ②当社およびご旅行をお申いただいた受託旅行者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業（イベント主催会社等を含む）に提供いたします。
- ③当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
- ④上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

【旅行企画・実施】

近畿日本ツーリスト株式会社

水戸支店

〒310-0015 茨城県水戸市宮町2-4-33 小林ビル

観光庁長官登録旅行業第1944号 JATA正会員

旅行業公正取引協議会会員 ボンド保証会員

TEL: 029-225-1015 FAX: 029-231-7841

営業日・営業時間：月～金 9:00～17:45（土日祝日休み）

*休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。

総合旅行業務取扱管理者：石原 栄二 川崎 一史

*旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。